

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月9日

つくば市長 五十嵐立青

相当額を支払うもの

5 損害賠償額

金2,544,000円（消費税等相当額）及びこれに係る延滞税相当額（令和6年4月26日時点の延滞税額61,500円と実際に納付した延滞税額のいずれか少ない額）

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金2,544,000円及びこれに係る延滞税相当額（令和6年4月26日時点の延滞税額61,500円と実際に納付した延滞税額のいずれか少ない額）を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。